

保険料を納めることが困難なとき

○申請免除

所得に応じて「全額免除」、「4分の3免除」、「半額免除」、「4分の1免除」があり、「申請者本人」、「申請者の配偶者」、「世帯主」のそれぞれが定められた基準に該当することが必要です。

また、失業を理由とする申請の場合は、雇用保険受給資格者証の写し、雇用保険被保険者離職票の写し等が必要です。

○若年者納付猶予

30歳未満の方に限り利用でき、「申請者本人」、「申請者の配偶者」のそれぞれが定められた基準に該当することが必要です。

また、失業を理由とする申請の場合は、雇用保険受給資格者証の写し、雇用保険被保険者離職票の写し等が必要です。

○学生納付特例

学生で、本人の前年所得が118万円以下の方が利用できます。申請には学生証のコピーまたは在学証明書が必要です。

また、会社等を退職されて学生になられた方は、雇用保険受給資格者証の写し、雇用保険被保険者離職票の写し等が必要です。

☆申請には、年金手帳、印鑑、所得証明書（失業特例免除申請を除く1月2日以降の転入者）が必要となります。

| 免除等種類別 老齢基礎年金への反映割合 | | | | |
|---------------------|--------|-----------|-----------|---|
| | 受給資格期間 | 年金額計算 | | 追 納 |
| | | 平成21年4月以降 | 平成21年3月以前 | |
| 全額免除 | 算入される | 2分の1反映 | 3分の1反映 | 10年以内ならできる (ただし、追納する日が納付対象月の属する年度の翌々年度以降になると加算が付く) |
| 4分の3免除 | | 8分の5反映 | 2分の1反映 | |
| 半額免除 | | 4分の3反映 | 3分の2反映 | |
| 4分の1免除 | | 8分の7反映 | 6分の5反映 | |
| 若年者納付猶予 | | | | |
| 学生納付特例 | | 反映されない | 反映されない | 2年以内ならできる |
| 未 納 | 算入されない | | | |

※4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、免除を受けた残りの保険料を納めないと、受給資格期間への算入、年金額計算への反映はされません。

★申請は毎年必要です！

免除等の期間は、申請免除及び若年者納付猶予制度が7月～翌年6月末まで、学生納付特例制度は、4月～翌年3月末までです。

申請が遅れた場合でも、それぞれの免除対象期間内の希望する年月にさかのぼって承認されます。

「ねんきん定期便」について

平成21年度に引き続いて、22年度にも、国民年金および厚生年金に加入している方に、「ねんきん定期便」が日本年金機構から誕生月に送付されます。

これは、毎年度、加入者のお一人おひとりに対し、保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関する個人情報を分かりやすくお知らせし、現役世代、特に若い世代の方に保険料負担と年金給付の関係を実感していただくことを目的とするものです。

定期便の通知内容

この「ねんきん定期便」の通知内容は、①年金加入期間（加入月数、納付済月数等）、②50歳未満の方には加入実績に応じた年金見込額、50歳以上の方には「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額（年金受給中の方には年金見込額は通知されません）、③保険料の納付額（加入者負担分累計）、④年金加入履歴（加入制度、事業所名、加入者資格取得・喪失年月日等）、⑤厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額、賞与額、保険料納付額、⑥国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況（納付、未納、免除等の別）、となっています。

ただし、上記の内容の定期便が送付される人は、平成22年度にはじめて定期便が送付される人と、22年度に節目年齢（35歳、45歳、58歳）になる人に限られています。それ以外の人の場合、上記①～③については前年度のもの更新して通知され、⑤、⑥については直近一年分が通知されます。

分からないことや疑問点がある場合

「ねんきん定期便」について、分からないことや疑問点がある場合は、ねんきん定期便専用ダイヤル「0570-058-555」に電話で相談することができます（祝日および12月29日～1月3日はご利用いただけません）。（受付時間）

・月～金曜日：午前9時～午後8時まで

・第二土曜日：午前9時～午後5時まで

※一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、市内通話料金のみで利用できます。

※IP電話またはPHSからのダイヤル先は「03-6700-1144」。

また、お近くの年金事務所（旧社会保険事務所）または街角の年金相談センターでも相談できます。

※年金に関する届出やお問合せの際には、年金手帳や基礎年金番号通知書、納付書などに記載されている『基礎年金番号』があるとスムーズに処理が行えますので、御協力をお願い致します。

詳しくは、稚内年金事務所(電話0162-32-1941)または役場町民課保健福祉グループ(電話5-1115 内線160)にお問い合わせください。